

(仮称) 川崎市南部学校給食センター整備等事業

特定事業の選定

平成27年2月12日

川 崎 市

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下「PFI法」という。)第7条の規定に基づき、(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業(以下「本事業」という。)を特定事業として選定したので、PFI法第11条第1項の規定により、特定事業の選定における評価結果を公表する。

平成27年2月12日

川崎市長 福田 紀彦

目 次

| | | |
|---|------------------------------|---|
| 1 | 事業内容 | 1 |
| | (1) 事業名称 | 1 |
| | (2) 事業に供される公共施設等の種類 | 1 |
| | (3) 公共施設等の管理者等の名称 | 1 |
| | (4) 事業目的 | 1 |
| | (5) 事業範囲 | 1 |
| | (6) 事業方式 | 1 |
| 2 | 事業者の収入 | 2 |
| 3 | 市が直接実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価 | 2 |
| | (1) 評価の方法 | 2 |
| | (2) 定量的評価 | 2 |
| | (3) 定性的評価 | 4 |
| | (4) 総合評価 | 5 |

1 事業内容

(1) 事業名称

(仮称) 川崎市南部学校給食センター整備等事業 (以下「本事業」という。)

(2) 事業に供される公共施設等の種類

学校給食共同調理場

(3) 公共施設等の管理者等の名称

川崎市長 福田 紀彦

(4) 事業目的

本市では、平成 25 年 11 月に「川崎市立中学校給食の基本方針」を策定し、中学校給食推進会議や中学校給食推進連絡協議会等で検討を重ね、早期に安全・安心で温かい中学校給食を実施することを目的とした「川崎市立中学校完全給食実施方針」を平成 26 年 10 月に策定した。

また、中学校完全給食の実施により、学校給食を生きた教材として活用することで、これまでに行われてきた学校での食育をさらに充実させていく方針である。

以上を踏まえ、本事業は、(仮称) 川崎市南部学校給食センターに係る設計・建設・維持管理・運營業務を包括的に発注することにより、民間のノウハウを活用し、サービスの向上、経費削減、財政負担の平準化等を図るため、PFI 手法を用いて整備することを目的とする。

(5) 事業範囲

P F I 法に基づき、新たに(仮称) 川崎市学校給食センターの施設(以下「本施設」という。)を設計、建設し、維持管理、運営等を遂行することを事業の範囲とする。具体的な業務内容については、入札説明書等において示す。

- ・本施設の設計及び建設に関する業務
- ・本施設の開業準備業務
- ・本施設の維持管理に関する業務
- ・本施設の運営に関する業務

(6) 事業方式

本事業は、P F I 法に基づき、事業者が自らの提案をもとに本施設の設計、建設を行った後、市に本施設の所有権を移転し、事業期間中に事業契約書に示される内容の維持管理及び運營業務を行う B T O (Build Transfer Operate) 方式により実施する。

2 事業者の収入

市は、事業者が行う本施設の設計、建設、維持管理及び運営業務（以下「本件整備・運営業務」という。）に関する費用として、事業者の提案を基に金額を決定したサービス購入料を、事業者に支払うものとする。

3 市が直接実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価

(1) 評価の方法

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成12年総理府告示第11号。）に基づき、事業期間全体にわたるコスト算出による市の財政負担額の定量的評価及びPFI方式により実施することによるサービス水準に関する定性的評価を踏まえた総合的な評価を行うこととする。

(2) 定量的評価

本事業を市が直接実施した場合とPFI方式により実施した場合それぞれの事業期間全体を通じた市の財政負担額を比較するにあたり、次のように前提条件を設定した。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、入札参加者の提案内容を制限するものではなく、また一致するものでもない。

ア 前提条件

| | 市が直接実施する場合 | P F I 方式により実施する場合 |
|--------------------------|--|---|
| 市の財政負担額の主な内訳 | 支出 ①施設整備に係る費用 ・設計・建設費等 ②維持管理・運営に係る費用 ・人件費 ・光熱水費・燃料費 ・点検・補修費 ・備品更新費 ・配送費 等 ③開業準備費 ④地方債に伴う償還金及び支払利息 | 支出 ①施設整備に係るサービス購入料 ・一時支払い対価（交付金、地方債） ・割賦対価（金利手数料等） ②維持管理・運営に係るサービス購入料 ・人件費（S P C職員分） ・S P C運営費 等 ③開業準備費 ④地方債に伴う償還金及び支払利息 ⑤モニタリング費用 ⑥アドバイザー費用 ⑦人件費（市事務職員・市栄養士・市配膳員分） |
| | 収入 ①交付金 ②地方債 | 収入 ①S P Cからの税込（市税分） ②交付金 ③地方債 |
| 事業期間 | 設計・建設期間：平成27年10月から平成29年5月まで 開業準備期間：平成29年6月から平成29年8月まで 維持管理・運営期間：平成29年9月から平成44年3月まで | |
| 施設概要 | 事業用地：川崎市幸区南幸町3丁目149番2（南部市場北側用地） 敷地面積：8,704.60㎡ 調理能力：1日あたり15,000食 給食提供対象：主に川崎区、幸区、高津区及び宮前区に立地する市立中学校 | |
| 設計・建設に係る費用 | ・施設計画や他事例の実績、聴き取り調査等に基づき設定した。 | ・他事例の実績、聴き取り調査等に基づき、市が直接実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定した。 |
| 維持管理・運営に関する費用 | ・他事例の実績、聴き取り調査等に基づき設定した。 | |
| 資金調達に関する事項 ^{※1} | ①交付金 ^{※2} ②地方債 ③一般財源 | ①資本金 ②民間借入 ③市からの一時支払対価 |
| 共通条件 | 割引率：2.5% | |

※1：市が直接実施する場合は、市の資金調達の内訳。P F Iにより実施する場合は、P F I事業者の資金調達の内訳。

※2：学校施設環境改善交付金交付要綱（平成23年文科施第3号）を基に算定した。

イ 算定方法

上記の前提条件を基に、市が直接実施する場合の市の財政負担額とP F I方式により実施する場合の市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、それらを割引率により現在価値に換算した。

ウ 評価結果

算定結果により、市の財政負担額を比較したところ、本事業を市が直接実施する場合に比べて、P F I方式により実施する場合は、事業期間中の市の財政負担額が、約4.72%削減することが見込まれる。

なお、事業者に移転するリスクについては、データの蓄積がないこと等により厳密な定量化は困難であるため考慮していない。

(3) 定性的評価

本事業をP F I方式により実施する場合、上記のような定量的効果に加え、以下のような定性的な効果が期待できる。

ア 良質なサービスの提供と川崎市初の中学校完全給食、学校給食センターの円滑な実現

本事業は、約15,000食の給食提供を実施する学校給食センターであり、極めて高いレベルでの安全上・衛生上の配慮が必要である。業務の一括化に伴い、事業者は前もって資材・人材の確保をはじめとする各種準備を進められ、円滑な事業実施、良質なサービスの提供が期待できる。

また、川崎市は中学校完全給食、学校給食センターの設置・運営の実績がないが、設計・建設・運営等を一括して発注することにより、運営事業者が早い段階から市に関与するようになるため、中学校給食に関するアドバイザー的な役割・機能を期待することができ、安全・安心で温かくておいしい給食の確実な実施を期待することができる。

イ 設計・建設・維持管理・運營業務の一括発注による事業の効率化

本件整備・運營業務を一括して民間事業者に委ねることにより、維持管理・運營業務を担う者の意向を踏まえた施設整備が可能になるなど、それぞれ分離して発注する場合と比較して、事業の合理化や効率化が期待できる。

ウ 適切なリスク移転及び適正な役割分担による効率的な事業運営

本事業において想定されるリスクを明確にし、かつ、適切なリスク移転及び官民の

役割分担をすることにより、事業全体におけるリスクの最適化が図られ、リスクの発生抑制、事業の効率化・合理化等の効果が期待できる。

エ 財政支出の平準化

民間資金を活用することで、市は事業期間終了までの間に初期整備費を含めた事業費を分割して支出することが可能となり、財政負担の平準化が図られる。

(4) 総合評価

本事業をPFI方式により実施することにより、事業者の創意工夫やノウハウを活用することが可能となり、市の財政負担は、市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通して約4.72%削減が見込まれるとともに、事業者へのリスク移転や業務の効率化等も期待できる。また、川崎市では初めてとなる、中学校完全給食、学校給食センターの設置・運営であり、安全・安心で温かくておいしい給食を確実に実現する上でも、民間事業者のノウハウ等を活用することが望ましいと考えられる。

以上の客観的な評価の結果により、本事業をPFI方式により実施することが適当であると認められるため、ここにPFI法第7条に基づく特定事業として選定する。